ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第九百二号で指定した小森川に掲げる土地の区域及び昭和五十七年建設省告示第千二百九十号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県肝属郡肝付町岸良

字山川原　四〇四番三　一号
　四一二番四　二号から四号まで
　四一二番一　五号
字柳ヶ迫　一六八一番一　六号
　一六八四番　九号
字小山田　一七〇〇番一　七号
字小森　一七一一番五一　八号
　一七〇一番一　十号から十三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十四号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県肝属郡肝付町岸良

字小森　一七一一番六　十四号及び十七号
　一七一一番七〇　十五号及び十六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鍋底谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県伊佐市菱刈田中字鍋

一四五九番一〇　一号及び九号
一四五九番二　二号
一四五三番一　三号及び七号
一四五三番二　四号
一四五四番九　五号及び六号
一四五九番一〇地先道路敷　八号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浦上川支渓2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県奄美市名瀬朝日町九番一内四等三角点輪内公園を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三三六度一五分三八秒
四三〇・六六九メートルの地点　一号
標柱一号から二四五度一〇分〇九秒
七五・四八〇メートルの地点　二号
標柱二号から一五五度〇五分三四秒
四〇・三二五メートルの地点　三号
標柱三号から二三八度五九分〇一秒
九一・〇四五メートルの地点　四号
標柱四号から二六一度四六分三五秒
六九・五三九メートルの地点　五号
標柱五号から二六八度四四分四四秒
一五六・七三三メートルの地点　六号
標柱六号から二〇四度四七分三一秒
二九・〇八五メートルの地点　七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芦花部川支渓1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県大島郡龍郷町秋名字里一六七六番内四等三角点里を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九二度一八分二一秒
七一五・六三九メートルの地点　一号
標柱一号から三一九度四三分五七秒
四一・六七六メートルの地点　二号
標柱二号から二一七度一二分一八秒
二〇・三八四メートルの地点　三号
標柱三号から一一五度二九分四九秒
九一・五五四メートルの地点　四号
標柱四号から二三四度二〇分〇四秒
二六・五二八メートルの地点　五号
標柱五号から二〇〇度一二分三〇秒
一三一・八三四メートルの地点　六号
標柱六号から二三三度三一分〇二秒
二四・四四八メートルの地点　七号
標柱七号から二五二度五五分一六秒
八九・一二八メートルの地点　八号
標柱八号から七四度五六分二四秒
一五三・〇八六メートルの地点　九号
標柱九号から二六七度三八分四四秒
四一・五三二メートルの地点　十号
標柱十号から二五〇度三六分二〇秒
一四二・九六三メートルの地点　十一号
標柱十一号から一九八度二六分五八秒
一四六・七八七メートルの地点　十二号
標柱十二号から一五六度四七分〇四秒
三八・二三三メートルの地点　十三号

国会事項

衆議院

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

三月二十六日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　江崎　孝　補欠　姫井由美子
辞任　蓮　舫　補欠　水戸　将史

質問書提出

三月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

腎疾患対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

議事日程

三月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号
平成二十四年三月二十七日（火曜日）
午後一時開議
第一　保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

三月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）　厚生労働委員会に付託
自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）　経済産業委員会に付託
福島復興再生特別措置法案（閣法第二三号）　東日本大震災復興特別委員会に付託

質問主意書転送

三月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

中国の在新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第六九号）

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

三月二十六日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　江崎　孝　補欠　姫井由美子
辞任　蓮　舫　補欠　水戸　将史

人事異動

内閣府

再就職等監視委員会委員長に任命する　羽柴　駿

再就職等監視委員会委員長に任命する　伊東　研祐　篠原　文也
　番　敦子　笠　京子

再就職等監視委員会委員に任命する（各通）（以上三月二十一日）

法務省

○定年退官

大阪区検察庁副検事引地清美は、検察庁法第二十二条の規定により三月二十四日限り定年退官

財務省

（日本銀行金融市場局市場企画課長）　河村　直樹

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

（横浜税関総務部長）　財務事務官　片江　学巳

横浜税関長宗永健作外国出張不在中同税関長事務代理を命ずる（以上三月二十六日）